(平成25年3月18日現在)

	(十次25年3月10日現在)
1. 商品名	・総合口座
2. 取引内容	・総合口座として、次の取引ができます。
	① 普通預金の取引
	② 定期預金、積立型預金の取引(1口1万円以上でお預入れできます。)
	③ 国債(利付国債、割引国債等)、債券(地方債、政府保証債等)の債券
	保護預り兼振替決済口座の取引
	④ 上記②の定期預金等または③の国債等を担保とする当座貸越の取引
	・なお、普通預金単独でのご利用もできます。
3. ご利用可能な方	・個人のお客さま
4. 当座貸越取引の担保	
(1)定期預金	・スーパー定期、大口定期、期日指定定期 等
(2)積立型預金	・特典付積立≪りぼん≫ 等
(3) 国債等公共債	・債券保護預り兼振替決済口座で管理している国債(利付国債、割引国債
(1)	等)、債券(地方債、政府保証債等)
	可/、原则(地方原、欧市体血原可/
5. 貸越極度	貸越極度は、次の(1)(2)合計で最高400万円までです。
(1) 定期預金、積立型預金	・総合口座の定期預金・積立型預金の合計残高の90%の金額(ただし、
担保での貸越	上限200万円)まで利用できます。
(2) 国債等公共債担保で	・総合口座の債券保護預り兼振替決済口座で管理している債券を担保に、
の貸越	次の金額(ただし、①②合計で上限200万円)まで当座貸越を利用できま
	す。
	①利付債(国債、地方債、政府保証債) : 額面金額合計の80%の金額
	②割引国債 : 額面金額合計の60%の金額
6. 貸越利率	
(1)定期·積立型預金担保	・担保となる定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。(変動金利)
(2)国債等公共債担保	・店頭表示の利率となります。(変動金利)
(2) 自使サム八使压体	出现我小V对于C·6 / 6 / 6 / 久知亚河/
7. 担保設定順位	・貸越利率の低い順から担保とします。
7. 担体改定顺位	
	・貸越利率が同じ利率の担保については、定期預金・積立型預金、国債等公
	共債の順序で、担保とします。
(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
8. 貸越利息の自動引落し	・普通預金と同一の利息計算期間とし、利息決算日の翌日に普通預金口座
	から貸越利息を自動的に引落します。
	・ただし、定期預金の解約等により担保残高がゼロとなるときは、その時点
	で貸越利息をお支払いいただきます。
9. 貸越元金の返済方法	・普通預金に預入または振り込まれた資金を、自動的に当座貸越の返済に充当します。
21.21.2.2.1.2.2.2.	・ただし、定期預金の解約等により担保残高がゼロとなるときは、その時点で貸越元金
	をお支払いいただきます。
	202140007272249
 10. 付加できる特約事項	
10. 刊加じさの付削事場	
11 死人但吃么这里	
11. 預金保険の適用	
(1)普通預金	・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。
	・普通預金については、別途、特約することにより、利息を無利息とし、預金保険
	による全額保護の対象となる決済用普通預金として利用することができます。
(2) 定期預金、積立型預金	・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。
(3)国債等公共債	・適用されません。
C) LIK JANK	~2/11 C 17-01 C 17-0
12. 元本欠損リスク	
と要因	
C安日 13. 権利行使上の制限・	
中途解約の制限	
14. 想定されるリスク	
15 N/4= 0 +7/4-1- =	
15. 当行の契約する	・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法
指定紛争解決機関	上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結
	しております。
	《ご連絡先》
	全国銀行協会相談室
	0570-017109 または 03-5252-3772
	0.72

16. その他の説明事項	・未成年者の総合口座定期預金、債券の受入れはできません。 ・提携金融機関のATMをご利用の場合、取引金額が1万円以下の当座貸越の取引が ご利用いただけないことがあります。くわしくは、窓口までお問い合わせ ください。

株式会社三井住友銀行